

4熊情審第10004-18号
令和5年3月22日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 森口 佳樹

答申書

情報公開条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関は、令和3年12月17日付3熊保育第2207-13号、3熊保育第2207-14号及び3熊保育第2207-15号により行った不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第5条第1項の規定に基づき、令和3年12月3日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に関して、同委員会において一部の委員から個人情報の取り扱いに関する問題提起がなされた上で、移管先事業者を選定した事実について、当該委員が提起した問題は熊取町においては個人情報保護条例及び同規則に抵触せず、応募事業者においては個人情報保護法に抵触しないと保育課が判断するために使用した情報。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に関して、同委員会において一部の委員から個人情報の取り扱いに関する問題提起がなされた上で、移管先事業者を選定した事実について、当該委員が提起した問題は熊取町においては個人情報保護条例及び同規則に抵触せず、応募事業者においては個人情報保護法に抵触しないと[REDACTED]（同委員会の委員）が判断するために使用した情報。

・町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務に関して、同委員会において一部の委員から個人情報の取り扱いに関する問題提起がなされた上で、移管先事業者を選定した事実について、当該委員が提起した問題は熊取町においては個人情報保護条例及び同規則に抵触せず、応募事業者においては個人情報保護法に抵触しないと[REDACTED]（同委員会の委員）が判断するために使用した情報。

2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 3 年 1 月 27 日付 3 熊保育第 2 2 0 7 - 1 3 号、3 熊保育第 2 2 0 7 - 1 4 号、3 熊保育第 2 2 0 7 - 1 5 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 1 月 2 1 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由により、本件公開請求に係る情報が存在していると考え、本件処分は不当であり、その取消し及び公開決定等を改めて求めるというものである。

- (1) 本件公開請求で求めた情報の趣旨は、「町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務（以下「選定事務」という。）において一部の委員から個人情報の取扱いに関して問題提起された事実について、保育課、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXが法令及び条例に抵触しないと判断するために使用した情報」である。
- (2) 選定事務において、一部の委員から個人情報の取扱いについて問題提起がなされたことに伴い、令和 2 年 1 0 月 2 0 日の選定委員会の会議開始時刻が当初から変更され、当該事案について議論が行われたとXXXXXXXXXXが発言している。
- (3) 令和 2 年 1 0 月 2 0 日の選定委員会において移管先事業者の選定が実施されていることから、個人情報の取扱いについては、移管先事業者を選定するうえで問題ないと実施機関及び選定委員会が判断したと考えられる。
- (4) 実施機関は個人情報保護条例（平成 10 年条例第 29 号）の規定に基づき、応募事業者は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、個人情報の取扱いについて、各法令と照らし合わせ、問題があるかどうか判断しなければならない。

3 実施機関の弁明に対する反論

- (1) 理由説明書（3 熊保育第 2 7 5 8 号）4（1）①において、実施機関は、「応募事業者は関係法令等の遵守の条件を承諾した上で応募している」と主張しているが、応募事業者の法令遵守に対して疑義が生じた場合には、それを精査することが町政に求められている。町政において、町は多種多様な法人に対して契約や業務委託、認可、許可等で関わりがある。その関わりがある法人に対して法令遵守を求めることは当然であるが、法令遵守をしているか否かを確認することも町の責務であることは当然である。
- (2) 委員の守秘義務に関しての言及は本件審査請求に全く関係がない。法令遵守に対して疑義が生じた場合に、それを精査すべきであることは守秘義務があろうがなかろうが関係がない。

- (3) 法令違反の可能性が指摘されている中で、法令等を実際に確認せず、十分な検討を行わない状況下で、その法令の適合を判断する行為は、町政の不作為や怠慢の問題が生じると考える。
- (4) 理由説明書4(2)①において、実施機関は「応募事業者は当然法令等を遵守の上で応募しているものと考えている」と町は主張しているが、「考えている」との表記は、応募事業者の法令違反の可能性を指摘されている中で、町は応募事業者の法令遵守を実際に確認したのかしなかったのか不明であるため、この点を町は明らかにすべきである。
- (5) 理由説明書4.(2)②における実施機関の主張は、全く見当違いであり、個人情報保護条例の趣旨を曲解していると言わざるをえない。個人情報保護条例は、委員会が非公開であることや守秘義務があることを理由としてその適用に何ら影響されず、個人情報の収集に関して町が行うべき責務を規定している。
- (6) 当然、収集された個人情報は他に公開されることはなく、守秘義務を有する町職員がその業務でを使用することから、非公開の委員会内で個人情報が使用されることは町政における通常の個人情報の取扱いとなんら変わることはなく、その委員会内で個人情報の収集に関して条例上の疑義が生じたならば、当然その内容は精査すべきものであり、精査する際の根拠として条例等が必要不可欠であることはいままでもない。
- (7) 公開を求めた情報は実施機関及び実施機関の職員が使用した文書に限っておらず、あくまで「情報」と記載し、公開を求めているものである。
- (8) 実施機関の主張のとおり、実施機関又は応募事業者が条例や法令に抵触している可能性について疑義が生じた中で、条例や法令の文書に照らし合わせずとも、条例や法令に適合することを判断できたものである、つまり、法令や条例の文書を直接的に使用せずとも委員や町職員が記憶している情報が正確で、その正確な記憶を基に委員会内で検討され、その結果、法令や条例に抵触していないと判断できたと仮定したとしても、委員や町職員の記憶の材料は当然、法令や条例の条文であり、直接的ではないにせよ、間接的に法令や条例は使用されたことになる。
- (9) 以上の理由から、委員会内で検討するために使用した情報は文書であろうがなかろうが、どちらにせよ、その根拠は法令や条例であるため、公開を求めた情報に該当する法令や条例は開示されるべきであると考えられる。

第4 実施機関の主張

実施機関が、情報不存決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

- (1) 民営化移管先事業者の応募にあたっては、募集要項での保育所運営条件において関係法令等の遵守を条件付けし、また、応募事業者は募集要項に基づき移管先募集に申し込んでいるため、法令等を遵守の上で応募しているものと考えたものである。なお、不正行為があった場合は、失格となるリスクも応募事業者には明示済みである。
- (2) 本件審査請求にある委員からの問題提起については、あくまで、令和2年10月20日の選定委員会における事前の質疑提出依頼の中で提出されたものであるため、質疑以外の意見として承ったものである。

- (3) 委員には、非常勤特別職職員として、個人情報保護条例第9条の2の規定に基づき、守秘義務が課されており、また、委員会自体は、本町の「審議会等公開指針」に基づき非公開にて開催したため、審査請求にある個人情報の取扱いについては、問題ないとする。
- (4) 本件公開請求の「判断」については、特段の情報（文書）によらずとも判断可能であったため、不存在としたもの。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

2 争点について

本件審査請求は、委員から個人情報の取扱いに関する問題提起に関して実施機関が判断したことについて、根拠法令があるかどうか争点である。

3 本件処分の妥当性について

選定事務において、個人情報保護法等に抵触しないことを証明する特段の情報（文書）はないということで不存在決定をしたとあるが、条例などの例規等に何かしらの根拠となる情報があるものと考えられるので、不存在決定を取り消し、改めて公開決定等を行うべきである。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申にいたる経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年5月12日 情報不存在決定再調査

- ⑥ 令和4年6月10日 審議
- ⑦ 令和4年8月25日 審議
- ⑧ 令和5年3月22日 実施機関へ答申

第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	